

令和7年12月23日

南行徳市民談話室の**利用者登録の更新**について

令和7年度の利用者登録をしている方の有効期限は、令和8年3月31日までとなっております。令和8年度（2026年度）も引き続き施設の利用を希望される方は、下記のとおり「**利用者登録の更新**」の手続きを行ってください。

なお、更新手続きにおいては、事務手続きに数日間を要することもありますので、特に年度末の申請は、余裕をもって手続きをお願いします。

更新されていない場合は、令和8年4月1日から南行徳市民談話室の利用ができなくなりますのでご注意ください。

記

1. 申請期間 **令和8年1月5日（月）～3月31日（火）**
2. 受付時間 開館日の8時45分～20時30分
3. 申請書類 (1)市川市南行徳市民談話室利用者登録申請書
(2)南行徳市民談話室利用団体活動状況報告書
(3)市川市南行徳市民談話室団体登録名簿
※上記の申請書類は、窓口の他、市公式WEBサイトからも書類はダウンロードできます。
※団体登録名簿は、必要事項の記載があれば、様式は問いません。
4. 申請場所 南行徳市民センター 3階（市民談話室事務室）
5. その他 申請書類の提出の際、提出者の身分を確認するものを提示願います。

問合せ先
南行徳市民談話室
359-5451